

# パラスポーツに関する情報誌制作業務委託仕様書

## 1 業務名

パラスポーツに関する情報誌制作業務

## 2 事業目的

本県では、第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジアパラ競技大会」という）の開催を、障害のある方に対する社会や地域の意識変容につなげる絶好の機会として捉え、これを促す取組を、当該大会の競技会場が所在する愛知県及び愛知県内の自治体（以下「会場所在自治体」という）で連携して推進している。

本業務は、その取組のひとつとして、パラスポーツに関する情報を集約した情報誌を制作して発信することで、アジアパラ競技大会観戦者の増加及び大会を契機としたパラスポーツのさらなる振興につなげることを目的としている。

## 3 業務委託期間

契約締結日から2026年10月26日（月）まで

## 4 業務内容

愛知県内のパラスポーツに関する情報を集約し、情報誌を制作する。情報誌の制作にあたっては、情報の収集、情報誌の掲載内容の企画、調整、原稿作成、校正、印刷・製本及びこれに付随する業務を実施する。

### 【情報誌の仕様】

○紙面版と電子版を制作すること。

#### ・紙面版

版型：A4版又はA5版又はタブロイド版 中綴じ 共紙

ページ：全20ページ程度（表裏表紙含む）

素材：マットコート紙に準ずるもの

部数：10,000部

#### ・電子版

紙面版をPDFに加工

### (1) 情報誌の掲載内容の企画

○情報誌の構成イメージ

・表裏表紙 2ページ

・愛知県及び会場所在自治体6市の施設等紹介 各見開き1ページ（左右2ページ）

・第5回アジアパラ競技大会実施競技紹介 2ページ

・その他県内自治体の施設紹介等パラスポーツの魅力発信する内容 2ページ程度

○掲載項目

・パラスポーツが実施できる県内のスポーツ施設に関する情報

施設名称、営業時間、休業日、住所、アクセス、問合せ先
----------------------------

施設の写真
-------

バリアフリー情報
開催しているイベント・教室
実施可能なパラスポーツ ※アジアパラ競技大会の競技種目に限る
スポーツコンシェルジュ等相談員配置の有無
他自治体の団体・個人の利用の可否

- ・ 県内自治体等が貸し出すパラスポーツ備品に関する情報

貸出用パラスポーツ備品名・数量、問合せ先
貸出対象 ※他自治体の団体・個人への貸出の可否を含む
備品の使用料

- ・ 県内自治体等が実施するパラスポーツ関連イベントに関する情報

名称、実施時期、実施場所、実施内容、問合せ先
過去イベント情報（Webページ等）
イベント対象者 ※他自治体の団体・個人の参加の可否を含む
参加費の有無

- ・ 県内自治体等が実施するパラスポーツの普及に関する取組・施策に関する情報

名称、内容、問合せ先
概要、対象、狙い

(2) 掲載する情報の掲載許可申請、調整

- ・ 掲載する施設について、該当市の希望も踏まえて調整の上決定すること。
- ・ 必要に応じて、施設の所有者及び該当市等へ情報誌掲載に係る調整を行うこと。

(3) 掲載内容を踏まえた原稿作成

- ・ (2) で整理した掲載情報に基づき、関係者等と調整しながら、原稿を作成すること。
- ・ 障害のある方にも情報を届けられるよう音声コードを掲載するなど工夫すること。

(4) 校正

- ・ 3回校正を行うものとし、委託者の了解を得た後、修正点があれば受託者は委託者に伝えるものとする。

(5) 印刷・製本

- ・ 受託者は委託者の了解を得て、印刷・製本を行うこと。

## 5 成果物の納品

本業務の成果物は以下のとおりとし、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課へ納品すること。詳細は発注者と協議の上決定するものとするが、配布先の自治体ごとに分けて納品すること。

(1) 成果物

- ・ 紙面版  
10,000部
- ・ 電子版  
PDF及びその元データを記録したCD-R等 1部

(2) 納品日

- ・ 令和8年9月4日（金）

### (3) 納品先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課  
(名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 東大手庁舎1階)

## 6 その他

- (1) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること(契約終了後も同様とする)。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (3) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者(委託者との連絡調整担当者)を置くこと。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。
- (5) 本事業で発生する著作物の著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。また、使用する図表やデータ、画像などの著作権・使用权等の権利については、受託者に置いて使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。また、委託者が利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。